

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター中期目標・中期計画対照表

中期目標	中期計画
目次 中期目標の基本的な考え方 第一 中期目標の期間 第二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 一 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の推進 (一) 基盤研究 (二) 共同研究 (三) 外部資金導入研究・調査 (四) ロボット産業活性化事業	目次 I 住民に対して提供するサービスのその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 東京の産業発展と成長を支える研究開発の推進 1-1 基盤研究 1-2 共同研究 1-3 外部資金導入研究・調査 1-4 ロボット産業活性化事業 1-5 生活関連産業の支援
二 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援 (一) 技術的課題の解決のための支援 ア 技術相談 イ 依頼試験 (二) 製品開発、品質評価のための支援 ア 機器利用サービスの提供 イ 高付加価値製品の開発支援 ウ 製品の品質評価支援 (三) 新事業展開、新分野開拓のための支援 ア 技術経営への支援 イ 技術審査への貢献 (四) 海外展開のための支援 ア 国際規格対応への支援 イ 海外支援拠点による支援	2 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援 2-1 技術的課題の解決のための支援 (1) 技術相談 (2) 依頼試験 2-2 開発型中小企業の支援の充実 (1) 機器利用サービスの提供 (2) 高付加価値製品の開発支援 (3) 製品の品質評価支援 2-3 新事業展開、新分野開拓のための支援 (1) 技術経営への支援 (2) 技術審査への貢献 2-4 中小企業の海外展開を支える技術支援 (1) 国際規格対応への支援 (2) 海外支援拠点による支援
三 多様な主体による連携の推進 (一) 産学公金連携による支援 (二) 行政及び他の支援機関との連携による支援	3 多様な主体による連携の推進 3-1 産学公金連携による支援 3-2 行政及び他の支援機関との連携による支援
四 東京の産業を支える産業人材の育成 (一) 技術者の育成 (二) 関係機関との連携による人材育成	4 東京の産業を支える産業人材の育成 4-1 技術者の育成 4-2 関係機関との連携による人材育成 4-3 海外展開に必要なグローバル人材の育成
五 情報発信・情報提供の推進 (一) 情報発信 (二) 情報提供	5 情報発信・情報提供の推進 5-1 情報発信 5-2 情報提供
第三 業務運営の改善及び効率化に関する事項 一 組織体制及び運営 (一) 機動性の高い組織体制の確保 (二) 適正な組織運営 (三) 職員の確保・育成 (四) 情報システム化の推進・情報セキュリティ対策の徹底	II 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 組織体制及び運営 1-1 機動性の高い組織体制の確保 1-2 適正な組織運営 1-3 職員の確保・育成 1-4 情報システム化の推進・情報セキュリティ対策の徹底
二 業務運営の効率化と経費節減 (一) 業務改革の推進 (二) 財政運営の効率化	2 業務運営の効率化と経費節減 2-1 業務改革の推進 2-2 財政運営の効率化
第四 財務内容の改善に関する事項 一 資産の適正な管理運用 二 剰余金の適切な活用	III 財務内容の改善に関する事項 1 資産の適正な管理運用 2 剰余金の適切な活用

	IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
	V 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 2 予想される理由
	VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	VII 剰余金及び積立金の使途 1 剰余金の使途 2 積立金の使途
第五 その他業務運営に関する重要事項	VIII その他業務運営に関する重要事項 1 施設・設備の整備と活用
一 危機管理対策の推進	2 危機管理対策の推進
二 社会的責任 (一)情報公開 (二)環境への配慮 (三)法人倫理	3 社会的責任 3-1 情報公開 3-2 環境への配慮 3-3 法人倫理
<p>中期目標の基本的な考え方</p> <p>東京都は、平成十八年度に「産業技術に関する試験、研究、普及及び技術支援等を行うことにより都内中小企業の振興を図り、もって都民生活の向上に寄与する」ことを目的とした地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）を設立した。これは、社会経済情勢が大きく変化する中で、中小企業のニーズに対応した支援を効率的かつ効果的に行うため、東京都の試験研究機関を地方独立行政法人に移行したものである。</p> <p>都産技研では、現在、法人化によって得られた機動性や柔軟性などのメリットを發揮し、様々な技術的課題への迅速かつ柔軟な対応、臨機応変で効率的な運営、また、新たな課題に即応できる職員の確保・育成に努めている。第三期中期目標期間においてもそうした取組の更なる充実を期待する。</p> <p>一方、都内中小企業は、日本の産業のけん引役として東京の産業活力の維持向上に重要な役割を果たしているが、経済のグローバル化の進展や新興国の台頭による市場競争の激化、少子高齢化による労働力人口の減少への懸念など、乗り越えるべき様々な課題に直面している。</p> <p>そのような厳しい状況の中で、東京が開催権を勝ち取った2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年大会」という。）は、新たな技術や製品、サービスを創出し、内外にアピールする絶好の契機である。</p> <p>こうした状況を踏まえ、2020年大会開催後も将来にわたり東京の産業が発展していくためには、中小企業の海外市場への展開なども見据え、高付加価値化や成長産業分野への参入を実現する新技術の開発や新事業・新産業の創出を促し、産業の国際競争力を強化することが一層重要となっている。</p> <p>また、東京の産業構造に占めるサービス産業の割合が高まり、この分野の経済活動の重要性が年々増大していることから、感性工学やロボット技術などの最新技術を活用した新サービスの開発や生産性向上などサービス産業におけるイノベーションを加速させることが必要となっている。</p> <p>都産技研においては、平成二十三年度に本部を臨海部の青海に移転し、最新の試験研究機器の導入による業務運営体制の充実・強化を図ってきた。さらに、平成二十七年度には、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域に展開する日系中小企業の技術面の支援を行うため、タイ王国のバンコクに、全国の公設試験研究機関で初となる海外支援拠点を開設した。</p> <p>第三期中期目標期間においても、東京の産業の発展と成長を支える研究開発</p>	<p>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条の規定に基づき、東京都知事から指示を受けた平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間における地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を、以下のとおり定める。</p> <p>都産技研は、平成18年4月地方公設試験研究機関で初めて地方独立行政法人化し、デザインセンターや企業の要望に応じたオーダーメイド型の支援事業を新たに展開するなど事業の幅を広げるとともに、こうした技術支援に適した組織変更を行うなど、法人の経営判断に基づく機動性の高い組織運営や柔軟かつ迅速な業務運営を積極的に推進し東京の産業の発展と都民生活の向上に寄与してきた。</p> <p>第二期中期計画期間では、平成23年度江東区青海に開設の本部において高</p>

<p>の推進及び国内外の市場ニーズを的確に捉えた製品開発を支える技術支援を以下の視点からより一層拡充するほか、研究開発で得られた成果を技術支援に生かすなど、両事業の更なる発展を図ることで、都内中小企業の目線に立った総合的かつシームレスなサービスを提供していく必要がある。</p>	<p>度な技術開発に対する支援を新たに開始するなど事業を拡充・強化して都内中小企業の製品化や事業化などものづくり中小企業の総合的支援を行った。</p> <p>第三期中期計画期間では、第二期中期計画期間で得られた事業成果を有効活用しつつ、研究開発活動によって東京の成長産業支援を図るとともに、開発型中小企業支援をより充実させる。第二期に開設した広域首都圏輸出製品技術支援センター（MTEP）事業並びに海外拠点事業により、都内中小企業の海外展開等に対する技術支援をさらに推し進めていく。</p>
<p>一 少子高齢化など大都市の課題解決に寄与し、今後成長が見込まれる産業分野への中小企業の参入促進</p>	<p>具体的には、</p> <p>1. 研究開発活動による東京の成長産業支援</p> <p>東京の将来の活力を支える成長産業分野である「環境・エネルギー」、「生活技術・ヘルスケア」、「機能性材料」、「安全・安心」の4分野の研究開発活動によって中小企業の新事業への展開などを促進する。また、今後の少子高齢化対策並びに生活の質の向上対策として期待されているロボット産業の活性化事業を推進する。</p>
<p>二 2020年大会とその後を見据えたものづくり産業の高付加価値化・新技術開発を支援</p>	<p>2. プロダクトイノベーションの推進による開発型中小企業の支援</p> <p>3D デジタル技術を活用した高度なものづくり支援及び新製品開発の要となる材料技術開発を支援する。また、急激に発展する技術革新に対応する取組として、開発期間の短縮を求められている都内中小企業に対し効率的な製品開発ができる場を提供することにより、製品開発や事業化のスピードアップに貢献する。</p>
<p>三 成長するアジア新興国の動向など内外の市場ニーズを的確に把握し、中小企業の海外展開を効果的に支援</p>	<p>3. 中小企業の海外展開を支える技術支援</p> <p>経済のグローバル化等への中小企業の対応を支援するため、国際規格に即した製品開発等に関する情報提供や相談体制の確保に努めるとともに、海外展開する中小企業に対する現地技術支援を進め、都内中小企業の国際競争力の強化や海外展開に貢献する。</p>
	<p>4. 多様な機関との交流連携の推進</p> <p>産学公連携によって中小企業と大学、学協会、研究機関との連携を推進する。公設試験研究機関が相互に連携・補完して広域的に中小企業の技術支援を実施する。中小企業振興公社等の経営支援機関と連携して技術と経営の両面から総合的な支援に努める。</p>
	<p>5. 高度な産業人材の育成</p> <p>新製品・新技術開発、高度化する研究開発や製造技術において、ものづくりの上流工程である製品の企画・設計を担う中小企業の技術者の育成を行う。中小企業の海外展開事業必須となるグローバル人材の育成に着手する。</p>
<p>都産技研がこれらを踏まえて事業を確実に実施し、公設の試験研究機関としての存在意義を高めていくため、東京都はこの中期目標を策定し、都産技研に対し指示する。</p> <p>都産技研は、中期目標の達成に向けた具体的な取組を示す中期計画及び年度計画を自ら作成するとともに、その実績を検証しながら不断の自己改善に取り組み、都産技研の持てる機能を最大限発揮できるよう努めていかなければならない。</p>	
<p>第一 中期目標の期間</p> <p>平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの五年間とする。</p>	
<p>第二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>一 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の推進</p> <p>グローバル化の進展やサービス産業における経済活動の重要性などを踏まえ、東京のものづくり基盤技術の高度化や今後成長が見込まれる技術の育成及び強化を目的に研究開発を計画的に実施し、その成果を都産</p>	<p>1. 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の推進</p>

<p>技研における技術支援の拡充や都内中小企業における技術力の強化につなげ、付加価値の高い製品開発や新産業・新事業の創出を促す。</p> <p>2020年大会も見据え、環境・エネルギー、健康・医療、安全・安心など東京が抱える都市課題の解決や都民生活の向上に資する研究開発についても、大学や関係機関と連携を図りながら、中小企業への成果普及を前提として積極的に取り組む。</p> <p>研究開発で得られた成果を技術支援に還元するなど、技術支援の質を向上させるための取組を着実に推進する。</p>	
<p>(一) 基盤研究</p> <p>中小企業の技術ニーズを踏まえ、付加価値の高い新製品・新サービス開発や技術的課題の解決に必要なシーズの蓄積、今後発展が予想される人間生活技術などの技術分野の強化、都市課題の解決や都民生活の向上に資する研究を基盤研究として実施する。</p>	<p>1-1 基盤研究</p> <p>機械、電気・電子、情報、化学、バイオ等の基盤技術分野に対する基盤研究を着実に実施するとともに、中小企業の技術ニーズを踏まえ、付加価値の高い新製品・新サービス開発や技術課題の解決に役立つ技術シーズの蓄積、今後発展が予想される技術分野の充実、都民生活の向上に資する研究を基盤研究として取り組む。</p> <p>なかでも、今後の成長が期待される4つの技術分野を重点として、新産業育成を図る研究に取組み、都内中小企業による新しいサービスの創出に貢献する。</p> <p>ア) 環境・エネルギー分野</p> <p>大都市特有の課題である環境浄化に関する技術開発に取組み、国際競争力を有する環境浄化技術を開発するとともに、再生可能エネルギーなどの研究開発により新エネルギー創出に貢献する。</p> <p>イ) 生活技術・ヘルスケア分野</p> <p>感性工学などに基づいた生活技術を応用して、サービス産業の支援を行う。東京に集積している健康・医療・福祉機器産業に対して、先端技術を活用した研究開発によって支援を行う。</p> <p>ウ) 機能性材料分野</p> <p>幅広い産業への波及効果が高い高機能性材料の開発に取り組み、航空機産業や素材産業などの成長産業に対する中小企業の参入を支援する。</p> <p>エ) 安全・安心分野</p> <p>システム安全に基づいた高信頼性技術の開発を行い、製品の安全性向上を支援する。少子高齢化社会で必要となるサービスロボットの安全性評価技術を開発し、信頼性の高いロボット開発を支援する。</p> <p>基盤研究の成果は、都産技研の技術レベルの向上、対応技術分野の充実、新たな依頼試験項目の追加など中小企業への技術支援につなげていくほか、中小企業との共同研究の実施や外部資金導入研究にも発展させていく。基盤研究の成果を基に、事業化・製品化された件数、共同研究に発展した件数、外部資金導入研究に採択された件数を合わせて、第三期中期計画期間中に100件を目標とする。</p>
<p>(二) 共同研究</p> <p>基盤研究で得られた研究成果を効率的かつ効果的に実用化へつなげていくため、独自の技術やノウハウを有し意欲のある中小企業や業界団体、大学、研究機関と協力して、共同研究に積極的に取り組む。</p> <p>共同研究の成果が中小企業の製品化・事業化にどのように貢献したかについて効果を把握するよう努める。</p>	<p>1-2 共同研究</p> <p>基盤研究で得られた研究成果を効率的かつ効果的に実用化へつなげていくため、独自の技術やノウハウを有し意欲のある中小企業や業界団体、大学、研究機関と協力して、共同研究に積極的に取り組む。共同研究の実施により、第三期中期計画期間中に製品化又は事業化に至った件数については、33件を目標とする。</p>
<p>(三) 外部資金導入研究・調査</p> <p>資金を提供する機関の設定要件を踏まえ、都産技研が保有する研究成果を有効に活用して、中小企業のニーズや社会的ニーズに幅広く応えていくため、外部資金を導入した研究・調査を計画的に実施できるよう、積極的な外部資金の獲得に努める。</p>	<p>1-3 外部資金導入研究・調査</p> <p>都産技研が保有する研究成果を基に、科学技術研究費や産業振興を目的とする外部資金等に積極的に応募し採択を目指す。外部資金を導入した研究・調査を実施した成果をもって、中小企業のニーズや社会的ニーズの解決に役立てていく。外部資金導入研究・調査の採択件数については、第三期中期計画期間中に70件を目標とする。</p>
<p>(四) ロボット産業活性化事業</p> <p>2020年大会とその後を見据えたロボット産業の活性化に貢献するため、中小企業との共同研究を実施するなど、産・学・公の連携に</p>	<p>1-4 ロボット産業活性化事業</p> <p>今後の少子高齢化対策並びに生活の質の向上対策として期待されているロボット産業の活性化事業を実施し、中小企業や大学との共同研究を通じた事</p>

<p>よるロボット技術の開発・製品化・事業化に向けた取組を推進する。</p>	<p>業化・産業化を推進する。また、ロボット産業の活性化に必要な産業人材を育成する。</p>
	<p>1-5 生活関連産業の支援 クールジャパン製品に代表されるように、生活関連製品の付加価値向上の重要性が増していることから、感性工学など新たな産業技術にもとづく開発促進および製品評価に係る技術支援サービスを実施する。</p>
<p>二 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援</p> <p>2020年大会を契機に中小企業が更に発展・成長していくためには、常に市場ニーズや環境変化に迅速に対応し、製品・サービスの開発に取り組み、経営の安定・強化を図ることが重要である。</p> <p>このため、都産技研においては、新製品開発等に意欲のある中小企業のニーズを的確に捉えて、中小企業が取り組む企画開発から事業化に至る幅広い段階において、付加価値の高いものづくりを支援する。</p> <p>東京の産業特性を踏まえ、製品開発や製造工程で生じる技術的課題の解決、故障原因の究明など中小企業の支援ニーズに即して、相談対応や依頼試験のサービスの向上に努める。</p> <p>産業構造の変化や産業技術の動向、東京都の産業政策等を踏まえた支援が行われるよう、重点的に扱う技術分野を適宜見直すとともに、新サービスの創出を目指すサービス産業のニーズにも応えていけるよう、支援機能の拡充に取り組む。</p>	<p>2. 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援</p>
<p>(一) 技術的課題の解決のための支援</p> <p>ア 技術相談</p> <p>中小企業の技術相談内容を適切に把握し、相談業務を効率的かつ効果的に実施しつつ、最適な支援メニューを紹介できる相談体制の充実に努める。</p> <p>相談の対応に当たっては、ものづくりの基盤的技術分野のみならず、環境・エネルギー、健康・医療、安全・安心など都市課題の解決や、都民生活の向上に資するサービス産業の分野に関する相談にも積極的に対応する。</p> <p>他の試験研究機関や大学と連携を図り、都産技研が保有していない技術分野に関する相談についても、可能な限り対応する。</p>	<p>2-1 技術的課題の解決のための支援</p> <p>(1) 技術相談</p> <p>ものづくりの基盤的技術分野の技術支援ニーズのみならず、環境、生活技術、安全・安心など都市課題の解決に向けた幅広い技術支援に取り組む。</p> <p>本部に設置した総合支援窓口の取組みを継続し、複数技術分野にまたがる相談への一括対応などサービス機能の総合化を図り、お客様へのワンストップサービスを継続する。</p> <p>中小企業の現場での支援が必要な場合は、職員や専門家を現地に派遣する実地技術支援を実施する。都産技研が保有していない技術分野の相談があった場合は、専門家への委嘱あるいは他の試験研究機関や大学へ紹介するなどお客様の利便性向上に努める。</p> <p>技術相談件数については、第三期中期計画期間の最終年度である平成32年度の年間実績120,000件を目標とする。</p>
<p>イ 依頼試験</p> <p>製品の品質・性能証明や事故原因究明など中小企業の技術的課題の解決及び高品質、高性能、高安全性など付加価値の高いものづくりを支援できるよう、試験項目及び内容の充実に努めるとともに、技術的アドバイスを効果的に行う。</p> <p>全国の公設試験研究機関にはない都産技研の特徴的な技術分野の試験精度向上や試験範囲の拡充を行うなど、高品質なサービスの提供に努める。</p> <p>日本工業規格（JIS）等に定めのない分析・評価などの依頼についても、最新の技術動向等を踏まえながら柔軟な対応を図る。</p> <p>中小企業の海外取引の拡大や高度化する製品開発に伴って必要となる品質証明に関する支援ニーズに対応できるよう、機器の保守・更新、校正管理を適切に行うなど、公的試験研究機関としての信頼の維持向上に努める。</p> <p>膨大かつ多様な試験ニーズに対し、他の試験研究機関と連携した効率的な支援を進める。</p>	<p>(2) 依頼試験</p> <p>製品の品質・性能証明や事故原因究明など都内中小企業の技術的課題の解決及び高品質、高性能、高安全性など付加価値の高いものづくりを支援できるよう、依頼試験の充実に努めるとともに、効果的な技術的アドバイスを実施する。JIS等に定めのない分析・評価など、お客様の個別の試験ニーズに対しては、オーダーメイド試験により柔軟に対応する。</p> <p>膨大かつ多様な試験ニーズに対応するため、首都圏公設試験連携体（以下「TKF」という。）に参加している近隣の公設試験研究機関と連携し、お客様の相互紹介を行うなどのサービスを実施する。</p> <p>中小企業の海外取引の拡大や高度化する製品開発に伴って必要となる品質証明に関するニーズに対応し、公的試験研究機関としての信頼の維持向上を図るため、機器の保守・更新、校正管理をより適切に行う。試験所認定を受けた登録分野の技術支援を実施することで、依頼試験の高品質化を進める。</p> <p>高付加価値な製品の開発に必要な高度かつ多様な試験ニーズに対応するため、試験項目の追加等を適宜行うとともに、全国の公設試験研究機関にはない都産技研の特徴ある技術分野（非破壊透視試験、音響試験、照明試験等）については、試験精度の向上や試験内容の充実に努めるなど一層高品質なサービスの提供に努める。都産技研の特徴ある技術分野が依頼試験全体に占める割合については、第三期中期計画期間の最終年度である平成32年度の年間実績で23%を目標とする。</p>

<p>(二)製品開発、品質評価のための支援</p> <p>ア 機器利用サービスの提供</p> <p>中小企業のニーズの高い、先行技術や高度な基盤技術などに対応し、単独の中小企業では導入が困難な最新の機器を計画的に整備し、直接利用に供する。さらに、機器利用ライセンス制度の拡充など、中小企業の機器利用の促進を図るためのサービスの充実に努める。</p> <p>職員の豊富な知識を生かして、中小企業における新製品・新技術開発を支援する。</p>	<p>2-2 開発型中小企業の支援</p> <p>(1) 機器利用サービスの提供</p> <p>中小企業では導入が困難な測定機器や分析機器を整備し、中小企業における新製品・新技術開発のために機器の直接利用のサービスを提供する。利用に際しては、職員の豊富な知識を活かして、的確な機器利用に関する指導・助言を行う。</p> <p>高度な先端機器についても、利用方法習得セミナーを開催して機器利用ライセンスを発行する制度により、中小企業の機器利用の促進を図る。</p> <p>都産技研ホームページ（以下、「都産技研 HP」という。）を活用し、利用可能情報を提供するなど、機器利用に際しての利便性向上を図る取り組みを継続する。</p>
<p>イ 高付加価値製品の開発支援</p> <p>積層造形設備による試作・製作支援など、高度な技術や先端技術を使った製品開発への支援ニーズにも対応できるよう、最新の技術動向に即した支援体制を構築する。</p> <p>短期間での試作品開発を必要としている中小企業に対して、都産技研の技術力を活用して個々の企業のニーズに即した支援ができるよう、オーダーメイド型の開発支援を推進する。</p> <p>中小企業の研究・実験スペースとして提供する「製品開発支援ラボ」の機能が十分発揮できるよう、経営支援機関との連携により、入居企業に対して技術と経営の面からのサービスを提供する。</p>	<p>(2) 高付加価値製品の開発支援</p> <p>アディティブマニュファクチャリング設備による試作・製作支援、三次元 CADデータ作成等のデジタルエンジニアリング支援を行うための「3D ものづくりセクター」を開設し、3D 技術やリバーズエンジニアリングを活用した製品開発を総合的に支援する。「3D ものづくりセクター」における依頼試験と機器利用の総件数については、第三期中期計画期間の最終年度である平成 32 年度の年間実績 21,100 件を目標とする。</p> <p>機能性材料、環境対応製品など先端材料製品の開発に用いる高度先端機器を集中配置した「先端材料開発セクター」を開設し、中小企業による高度な研究開発や技術課題の解決を支援する。「先端材料開発セクター」における依頼試験と機器利用の総件数については、第三期中期計画期間の最終年度である平成 32 年度の年間実績 7,600 件を目標とする。</p> <p>産業用繊維や炭素繊維などの複合素材の開発を支援するため、多摩テクノプラザに「複合素材開発セクター」を開設し、成長産業へ参入を希望する中小企業の支援を行う。「複合素材開発セクター」における依頼試験と機器利用の総件数については、第三期中期計画期間の最終年度である平成 32 年度の年間実績 19,500 件を目標とする。</p> <p>中小企業が自社製品を開発する際の上流工程の技術課題解決に対応するため、オーダーメイド開発支援を実施し、新製品や新技術の開発を支援する。オーダーメイド開発支援の件数については、第三期中期計画期間の最終年度である平成 32 年度の年間実績 450 件を目標とする。</p> <p>新製品・新技術開発を目指す中小企業の研究・実験スペースへのニーズに対応するため、本部の製品開発支援ラボ 19 室に加えて多摩テクノプラザの製品開発支援ラボ 5 室を引き続き利用に供する。</p> <p>共同研究企業が無料で利用可能な共同研究開発室を 3 室設置し、共同研究の成果を活用した迅速な製品の開発を促進する。</p>
<p>ウ 製品の品質評価支援</p> <p>製品の信頼性や安全性の確保に向けて、製品の品質評価に関する高精度な実証試験や製品トラブルの原因究明への支援を実施する。</p>	<p>(3) 製品の品質評価支援</p> <p>中小企業の安全で信頼性の高い製品開発のために必要な温湿度、振動、衝撃、劣化、ノイズ等の試験を行う際に、技術相談、依頼試験、機器利用を一貫して支援することができるよう、環境試験機器を「実証試験セクター」に集約し、迅速かつ効率的な試験サービスを提供する。「実証試験セクター」における依頼試験と機器利用の総件数については、第三期中期計画期間の最終年度である平成 32 年度の年間実績 48,000 件を目標とする。</p>
<p>(三)新事業展開、新分野開拓のための支援</p> <p>ア 技術経営への支援</p> <p>新製品や新サービスの開発を目指す企業において、自社で持つ「技術力」を強力な経営基盤として活用し、戦略的に事業を展開することが重要であるため、こうした技術経営の手法の導入を目指す中小</p>	<p>2-3 新事業展開、新分野開拓のための支援</p> <p>(1) 技術経営への支援</p> <p>中小企業が自社の「技術力」を強力な経営基盤として活用し、戦略的な事業展開や技術経営手法の導入等に活かしていけるよう、財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「中小企業振興公社」という。）などの経営支援機関と</p>

<p>企業に対して、経営支援機関と連携して実践的な支援を実施する。</p> <p>経済のグローバル化の進展や技術開発競争の激化に対応していくためには、中小企業における知的財産を活用した事業戦略が重要であることから、知的財産支援機関と連携して、都産技研を利用する中小企業に対して知的財産を活用した企業経営を促す。</p> <p>都産技研が行う研究の成果として得た優れた新技術や技術的知見を中小企業支援に効果的に活用するため、特許の出願に努めるとともに、使用許諾を促進する。</p> <p>イ 技術審査への貢献</p> <p>東京都をはじめ自治体等が実施する中小企業等への助成、表彰などの際に行われる技術審査に積極的に携わり、都産技研が有する豊富な技術知識や知見の活用を図る。</p>	<p>連携して、セミナーの開催や企業への実地技術支援等を行う。</p> <p>都産技研の成果として蓄積した優れた新技術や技術的知見を、中小企業の技術開発や製品開発に活かすため、知的財産権の出願やそれらを活用する使用許諾を推進する。第三期中期計画期間中に都産技研の知的財産権を中小企業等へ実施許諾する件数については、30件を目標とする。</p> <p>(2) 技術審査への貢献</p> <p>東京都や自治体、経営支援機関等が実施する中小企業等への助成や表彰などの際に行われる技術審査に積極的に協力する。</p> <p>公的試験研究機関として公平・公正・中立な審査を効率的に行えるよう、学会や展示会などでの最新の技術情報の収集・研究や研修等の実施により審査スキルの向上に努める。</p>
<p>(四) 海外展開のための支援</p> <p>ア 国際規格対応への支援</p> <p>中小企業の海外市場への進出において、国際基準に基づく認証取得の必要性が国際的に高まっていることから、輸出国・地域の規格に適合した製品開発ができるよう、現地の規格情報や製品開発ニーズの把握に努め、都内中小企業に情報提供するとともに、依頼試験における国際規格準拠の試験項目を拡充させるなど、支援の充実を図る。</p>	<p>2-4 中小企業の海外展開を支える技術支援</p> <p>(1) 国際規格対応への支援</p> <p>中小企業が製品輸出や海外進出などを行う際に、相手国の規格への適合性を確認するための測定や分析の必要性などの情報が中小企業に十分に提供されていない現状を踏まえ、国際規格に関する相談や国際規格の動向に関するセミナーを実施し、海外展開を目指す都内中小企業を支援する。</p> <p>中小企業の海外展開等で必要となる国際規格に対応した試験により都内中小企業の海外展開支援をすすめる。第三期中期計画期間の最終年度である平成32年度の年間実績4,000件を目標とする。</p>
<p>イ 海外支援拠点による支援</p> <p>海外支援拠点を活用し、進出企業に対する技術支援を実施するとともに、現地の技術ニーズや市場情報を収集し、それらの成果を都内中小企業に還元する。</p> <p>海外支援拠点の運営に当たっては、国内支援機関や金融機関、現地関連機関との連携に努める。</p>	<p>(2) 海外支援拠点による支援</p> <p>今後の市場拡大が期待される海外に展開する中小企業に対し現地技術支援を実施するとともに、海外の現地情報を都内中小企業へ情報提供し海外展開支援を実施する。</p>
<p>三 多様な主体との連携の推進</p> <p>都内をはじめ、全国の大学や研究機関、学術団体、業界団体等には研究成果として様々な技術シーズやノウハウが蓄積されており、中小企業の製品や技術の開発にとってこれらのシーズ等の活用は有効な手段である。</p> <p>都産技研は、多様な主体と連携しながら、研究開発によって得られた技術シーズやノウハウを中小企業に還元していくとともに、大学等との交流や学術団体等の活動への積極的な参画を通じて得た情報や成果を、中小企業と大学等との連携や中小企業への支援に生かしていく。</p> <p>中小企業の製品開発や事業化においては、技術的課題の解決だけでなく、資金調達や販路開拓も必要であるため、金融機関など他の支援機関と連携した取組を進める。</p>	<p>3. 多様な主体による連携の推進</p>
<p>(一) 産学公金連携による支援</p> <p>豊富な技術シーズを有する大学や研究機関と中小企業との事業連携を推進する。</p> <p>企業同士の連携に意欲のある企業や業界団体に対して、共同開発等に向けた情報交換や交流活動への支援を充実し、単独企業では困難な技術的課題の解決や新製品・新技術の開発を促進する。</p>	<p>3-1 産学公金連携による支援</p> <p>本部に開設した「東京イノベーションハブ」において、中小企業と大学、学協会、研究機関との連携を促進するセミナーや交流会、展示会を開催し、産学公連携支援を推進する。</p> <p>公立大学法人首都大学東京（以下「首都大学東京」という。）など豊富な技術シーズを有する大学や研究機関と中小企業とのマッチングの場を提供する。</p> <p>企業同士の連携に意欲のある企業に対して、異業種交流会や技術研究会の設立支援、業界団体との業種別交流会の開催等を継続実施し、単独企業では困難な技術的課題の解決や新製品・新技術開発を促進する。</p>

<p>連携による製品開発や事業化が円滑に進むよう、資金調達や販路開拓などの分野において、金融機関など他の支援機関と連携した取組を行う。</p>	<p>中小企業の製品開発や事業化が円滑に進むよう、金融機関など支援機関と連携した取組を行う。</p>
<p>(二) 行政及び他の支援機関との連携による支援</p> <p>区市町村やそれらの自治体が運営する中小企業支援機関と連携し、都産技研の技術支援のサービスを地域の実情に応じてきめ細かく提供することにより、地域の産業振興に寄与する。</p> <p>広域首都圏をはじめとする公設試験研究機関と相互に連携・補完することにより、中小企業への技術支援の充実を図る。</p> <p>中小企業の事業化が円滑に進むよう、経営支援機関と連携して技術と経営の面から総合的な支援に努める。</p>	<p>3-2 行政及び他の支援機関との連携による支援</p> <p>区市町村やそれらの自治体が運営する中小企業支援機関が開催する展示会及びセミナーへの参加の要請や、職員派遣の要請等にきめ細かく対応することで、地域における産業振興の取組みに貢献するとともに都産技研の利用促進を図る。</p> <p>公設試験研究機関が相互に連携・補完して広域的に中小企業の支援を実施している TKF の活動を継続することにより、広域的なワンストップサービスを確保し、中小企業への技術支援の充実を図る。</p> <p>都産技研を利用した中小企業において、製品化や事業化の際に生じる開発資金の調達、販路の開拓などが円滑に進められるよう、中小企業振興公社等の経営支援機関と連携して技術と経営の両面から総合的な支援に努める。</p>
<p>四 東京の産業を支える産業人材の育成</p> <p>都内中小企業においては、優れたものづくり基盤技術の継承や、新技術・新サービス開発などイノベーションを創出できる技術力の維持向上、海外展開を担えるグローバル人材の育成が不可欠である。さらに、昨今の技術者不足の状況を鑑み、研究成果の普及や最新の技術動向等に関するセミナー等を拡充するとともに、関係機関とも連携し、将来にわたり東京の産業を支える産業人材を育成する。</p> <p>(一) 技術者の育成</p> <p>実習を取り入れた技術セミナーや講習会を通じて、研究成果の技術移転や技術相談等で蓄積したノウハウの普及を行い、中小企業の現場において研究開発や製造技術の高度化を担う技術者を育成するとともに、新製品・新サービスの創出を担う人材の能力形成を支援する。</p> <p>製品の安全性・信頼性の確保に向けて、ものづくり産業の現場のみならず、サービス業や卸売業、小売業においても、製品の製造や品質管理に関する知識を有する人材の育成が必要となっている状況を踏まえ、取組を推進する。また、個別企業や業界団体の喫緊の技術ニーズにも、きめ細かく対応する。</p> <p>経営支援機関等と連携し、中小企業の海外展開を担うグローバル人材の育成に取り組む。</p>	<p>4. 東京の産業を支える産業人材の育成</p> <p>4-1 技術者の育成</p> <p>新技術、産業動向、国際化対応などに関するセミナーや実践に役立つ講習会の開催により、中小企業の新製品・新サービスの創出を担う人材育成を進めるとともに、研究開発や製造技術の高度化を担う中小企業の産業人材の育成を支援する。</p>
<p>(二) 関係機関との連携による人材育成</p> <p>ものづくりやサービスの高度化に貢献できる人材を育成するため、大学、学術団体、業界団体、行政機関等が実施している産業人材の育成の取組に対して、積極的に協力する。</p> <p>東京都立職業能力開発センターや東京都中小企業振興公社等の支援機関と連携して、企業、業界団体等のニーズに即した人材育成を効果的に行う。</p> <p>公立大学法人首都大学東京等と連携し、中小企業で働く人材の教育や将来の産業を担う大学生等の技術習得を効果的に行う。</p>	<p>4-2 関係機関との連携による人材育成</p> <p>首都大学東京をはじめとする大学、学術団体、業界団体、行政機関等が実施している産業人材育成の取組に対して、職員の講師派遣、インターンシップによる学生の受入れなどで積極的に協力する。</p> <p>サービス業や卸売業・小売業においても、製品の製造や品質管理に関する知識を有する人材育成が必要となっていることを踏まえ、都産技研の設備や人材を活かした実践的なセミナーを実施する。</p> <p>個別企業や業界団体等の人材育成ニーズに対して、希望に対応したカリキュラムを編成するオーダーメイドセミナーを実施し、人材育成ニーズにきめ細かく対応する。</p>
<p>五 情報発信・情報提供の推進</p> <p>(一) 情報発信</p> <p>研究発表会や施設公開の開催、東京都、区市町村、東京都中小企業振興公社、公設試験研究機関が実施する展示会への参加、商工会等の</p>	<p>4-3 海外展開に必要なグローバル人材の育成</p> <p>中小企業が海外へ事業を展開する際には現地の経営環境や市場動向に詳しい人材の育成が必要であることを踏まえ、金融機関などの連携締結機関の情報や他の産業支援機関を活用した実践的なセミナーを実施する。</p>
<p>五 情報発信・情報提供の推進</p> <p>(一) 情報発信</p> <p>研究発表会や施設公開の開催、東京都、区市町村、東京都中小企業振興公社、公設試験研究機関が実施する展示会への参加、商工会等の</p>	<p>5. 情報発信・情報提供の推進</p> <p>5-1 情報発信</p> <p>東京都、区市町村、中小企業振興公社、商工会議所、商工会などの支援機関等が実施する講演会、イベント・展示会への参加を通じ、都産技研の事業</p>

<p>地域経済団体との連携など多様な機会を通じて、都産技研の研究成果の普及や事業のPRを積極的に行い、利用拡大につなげる。</p>	<p>を積極的にPRし利用拡大につなげる。</p> <p>都産技研が開催する研究発表会と、TKF参加の各公設試験研究機関等が行う研究発表会の間で、相互に発表者を派遣し合うなど、多様な連携により研究機関が保有する技術シーズや研究成果を広く中小企業に発信する。</p>
<p>(二) 情報提供</p> <p>研究開発の成果や保有する技術情報が、多くの中小企業の製品開発や生産活動に生かされるよう、インターネットや刊行物といった広報媒体を活用して適時・迅速に提供する。</p>	<p>5-2 情報提供</p> <p>中小企業の製品開発や生産活動に役立つ以下の情報をインターネットや技術情報誌等の広報媒体により速やかに提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の成果 ・保有する技術情報やノウハウ ・依頼試験や設備機器の利用に関する情報 ・産業人材育成に関するセミナー開催情報 ・共同研究や受託研究の公募に関する情報 ・最近の国内外の技術動向等に関する情報
<p>第三 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>一 組織体制及び運営</p> <p>(一) 機動性の高い組織体制の確保</p> <p>地方独立行政法人の持つ機動性や柔軟性といったメリットを十分に生かし、社会経済情勢や中小企業のニーズの変化などに対して、柔軟かつ迅速に対応できる体制を確保する。</p>	<p>II. 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1. 組織体制及び運営</p> <p>1-1 機動性の高い組織体制の確保</p> <p>都内各地の産業特性を考慮しながら、社会経済情勢や中小企業の変化する技術ニーズに的確に対応できる機動性の高い執行体制を確保するため、地方独立行政法人のメリットを活かした柔軟かつ迅速な経営判断により、組織体制を弾力的に見直していく。</p>
<p>(二) 適正な組織運営</p> <p>事業経費の適切な執行管理及び各事業において投入した経営資源と事業効果の検証を行うことにより、技術支援事業と研究開発事業とのバランスを取り、質の高いサービスを継続的に提供できる組織運営を図る。</p> <p>(三) 職員の確保・育成</p> <p>都産技研の自律的運営の確立を目指すとともに、将来の産業や技術の動向等を踏まえ、中長期的な視点に立って、事業執行及び内部管理に必要な優秀な職員の計画的な確保・育成を図る。</p> <p>中小企業の技術的課題の解決や事業化などの支援ニーズに効果的かつ効果的に対応していくため、任用・給与制度の適切な運用のもと、職員一人ひとりのレベルアップを図り、技術支援機能及び研究開発機能の質を高めるとともに、グローバル化への対応や中小企業の支援に関して広い視野を持つ職員の育成に努める。</p>	<p>1-2 適正な組織運営の確保</p> <p>地方独立行政法人の主旨に則った事業経費の適切な執行管理を行うとともに、事業別のセグメント管理により、各事業において投入した経営資源と事業効果を検証し、技術支援事業と研究開発事業とのバランスの取れた事業執行をめざすなど、都内中小企業に対して高品質な技術支援サービスを安定的かつ継続的に提供する適切な組織運営を実施する。</p> <p>1-3 職員の確保・育成</p> <p>技術革新の著しい産業や技術に対し将来を見据えた中長期的な視点に立って、必要とされる技術を適時に中小企業に対して提供できるよう、大学訪問などの積極的なリクルート活動により優秀な研究職員を計画的に採用する。</p> <p>地方独立行政法人の機動的で柔軟な組織運営に必要な事務職員についても、計画的に確保していく。</p> <p>地方独立行政法人の任用・給与制度の特徴を活かして、公平な業績評価とその昇給等への適切な反映により、職員一人ひとりのモチベーションを高めるとともにそのレベルアップを進め、組織運営の効率化や、技術支援及び研究開発の水準の向上を図る。</p> <p>中小企業のグローバル化を適切に支援していくため、職員の海外での学会参加による情報収集などを通じて国際規格の相談に対応できる職員の確保・育成に努める。</p>
<p>(四) 情報システム化の推進・情報セキュリティ対策の徹底</p> <p>情報システムを活用して情報の共有化や電子化を推進し、事務処理の効率化を図るとともに、技術支援等の事業において効率的な執行や利用者サービスの向上に努める。</p> <p>個人情報の漏えい等の情報セキュリティ事故を未然に防止するため、職員への適切な情報提供や研修の実施など人的対策を徹底するとともに、リスクを低減する技術的対策を講じる。</p>	<p>1-4 情報システム化の推進・情報セキュリティ対策の徹底</p> <p>ネットワークやインターネット、人事・庶務システムなどの都産技研の業務運営に欠かせない情報システム基盤を活用し、情報システムの利便性向上、業務の効率化、セキュリティの向上等を図る。</p> <p>テレビ会議システムによる遠隔相談等を実施し、お客様へのサービスの向上に努める。</p> <p>海外展開を支援する海外支所とのネットワーク化を推進し、利便性及びセキュリティの向上を図る。</p>

<p>二 業務運営の効率化と経費節減</p> <p>(一)業務改革の推進</p> <p>業務運営の効率化と経費削減を目的として、業務内容や処理手続きを見直すなど業務改革を推進する。なお、見直しに当たっては、業務の内容をよく精査し、契約方法の改善や外部への委託、外部人材の活用にも努める。</p>	<p>2. 業務運営の効率化と経費節減</p> <p>2-1 業務改革の推進</p> <p>お客様へのサービスの向上、業務の効率化、経費の削減等を目的として、組織と職員からの提案による業務内容や処理手続きの見直し等の業務改革を推進し、外部機関や専門家の活用も含め高い経営品質の実現や利用者満足度の向上を目指す。</p>
<p>(二)財政運営の効率化</p> <p>標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、毎年度平均で前年度比一パーセントの財政運営の効率化を行う。</p>	<p>2-2 財政運営の効率化</p> <p>標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務については、中小企業ニーズの低下した業務の見直しや複数年契約の推進等により、毎年度平均で前年度比一パーセントの財政運営の効率化を図る。</p>
<p>第四 財務内容の改善に関する事項</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第三 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行う。また、管理業務等の合理化により、総予算における固定的経費の抑制に努める。</p>	<p>Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項</p>
<p>一 資産の適正な管理運用</p> <p>安全かつ効率的な資金運用管理を実施するとともに、建物、施設、設備等について計画的な保守管理により適正に維持管理する。</p>	<p>1. 資産の適正な管理運用</p> <p>安全かつ効率的な資金運用管理を推進し、建物、施設については、計画的な維持管理を行うとともに、設備機器については校正・保守・点検を的確に行うことにより国内規格や国際規格に適合する測定等が確実に実施できるよう管理運用する。</p>
<p>二 剰余金の適切な活用</p> <p>研究開発の推進、設備の充実、事業の拡充などにより提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、必要性和実効性を精査し、剰余金を有効に活用する。</p>	<p>2. 剰余金の適切な活用</p> <p>的確な経営判断に基づき、新しい事業の開始、研究開発の推進、設備の更新・導入などにより、都内中小企業に提供するサービス水準の向上を図るとともに、事業実績や成果の向上につながるよう、剰余金を有効に活用する。</p> <p>Ⅳ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙</p>
	<p>Ⅴ. 短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額 15億円</p>
	<p>2. 想定される理由</p> <p>運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に借入れの必要が生じることが想定される。</p>
	<p>Ⅵ. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし</p>
	<p>Ⅶ. 剰余金及び積立金の使途</p> <p>1. 剰余金の使途</p> <p>当該中期目標期間の決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。</p>
	<p>2. 積立金の使途</p> <p>前期中期目標期間の最終年度において地方独立行政法人法第40条第1項又は第2項の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額について、中期計画の剰余金の使途に規定されている、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。</p>
<p>第五 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>Ⅷ. その他業務運営に関する重要事項</p>

	<p>1. 施設・設備の整備と活用</p> <p>業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施する。</p> <p>実施に当たっては、東京都からの施設整備補助金等の財源を確保し、先端技術への対応や省エネルギー対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を適切に行う。</p>
<p>一 危機管理対策の推進</p> <p>個人情報や企業情報、また製品開発等の職務上知り得た秘密については、適正な取扱いと確実な漏えい防止対策を図る。</p> <p>健全な事業活動の確保や事故・事件の未然防止を図るため、環境保全や規制物質管理、労働安全衛生に関する法令を遵守し、安全管理体制の確保や職員に対する教育を徹底する。</p> <p>震災の発生や新興感染症の流行などに備え、対応策を検討しておくとともに、万が一発生した場合には、被害拡大の防止に向けた対策を実施する。</p> <p>緊急事態が発生した場合に、迅速な情報伝達・意思決定など適切な初動対応ができるよう、連絡体制や責任者の明確化、緊急事態対処訓練の徹底を図る。</p>	<p>2. 危機管理対策の推進</p> <p>個人情報や企業情報、また製品開発等の職務上知り得た秘密については、適正な取扱いと確実な漏洩防止を図るために、全職員の受講を必須とする研修を実施する。</p> <p>健全な事業活動の確保や事故・事件の未然防止を図るため、環境保全や規制物質管理、労働安全衛生に関する法令を遵守し、危険物、毒劇物の管理と取扱い、災害に対する管理体制を確保するとともに、防災訓練等の実施や職員に対する意識向上のための研修を実施する。</p> <p>震災の発生や新興感染症の流行などに備え、対応策を定めるとともに、万が一発生した場合には、被害拡大の防止に向けた対策を実施する。</p> <p>緊急事態の発生を想定し、対策委員会の設置、緊急連絡網の設定、通報訓練の実施等をマニュアルとしてまとめるなど、迅速な情報伝達・意思決定に向けた管理体制の整備を図る。</p>
<p>二 社会的責任</p> <p>(一) 情報公開</p> <p>公共性を有する法人として、運営状況の一層の透明性を確保するため、経営情報の公開に取り組む。</p> <p>事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求に対しては、規則に基づき迅速かつ適正に対応する。</p>	<p>3. 社会的責任</p> <p>3-1 情報公開</p> <p>公共性を有する法人として、運営状況の一層の透明性を確保するため、都産技研 HP や刊行物の発行等により経営情報の公開に取り組む。</p> <p>事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求については、規則に基づき迅速かつ適正に対応する。</p>
<p>(二) 環境への配慮</p> <p>法人の社会的責任を踏まえ、環境負荷の低減や環境改善に配慮した業務運営を行う。</p>	<p>3-2 環境への配慮</p> <p>法人の社会的責任を踏まえ、省エネルギー対策の推進、CO2削減等、「環境方針」に沿った取組により環境負荷の低減や環境改善に配慮した業務運営を行う。</p>
<p>(三) 法人倫理</p> <p>公的試験研究機関として都民から高い信頼性を得られるよう、法令遵守を徹底するとともに、職務執行に対する中立性と公平性を確保しつつ、高い倫理観を持って業務を行う。</p>	<p>3-3 法人倫理</p> <p>都民から高い信頼性を得られるよう、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター憲章」等を踏まえ、法令遵守を徹底するとともに、職務執行に対する中立性と公平性を確保しつつ、高い倫理観を持って業務を行う。</p>